

一般社団法人出版社著作権管理機構(JCOPY)に関係した論点整理

1. 著作権法改正

(学校その他の教育機関における複製等)

第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

2. 改正による変更点

- 第35条は学校その他の教育機関における複製等に係る著作権者の権利を制限する規定である。
- 従来、大学において教育する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製すること、対面授業で用いることが認められる。今回の改正による変更はない。
- 改正点は、新たに、同時中継遠隔・合同授業以外のための公衆送信を権利制限の対象とするとともに、著作権者に補償金を受ける権利が付与されたことである。
- この「公衆送信」について、文化庁長官から指定を受けた団体が、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理組合(SARTRAS)である。この「公衆送信」に対して、教育機関の設置者は補償金を支払わなければならない(改正著作権法第35条第2項)。

表1 著作物に対する許諾と補償金との関係

対面授業	複製	著作物の授業資料への転載	許諾不要	無償
	対面講義	著作物を含む授業資料の配布	許諾不要	無償
同時中継合同授業	公衆送信	遠隔合同授業のための授業資料の配布	許諾不要	無償
同時中継遠隔授業	公衆送信	リアルタイム型配信授業	許諾不要	無償
著作物のメール送信	公衆送信	対面授業の予習等教材を配信	許諾不要	補償金
オンライン授業	公衆送信	リアルタイムの配信授業	許諾不要	補償金
オンデマンド授業	公衆送信	著作物を含む教材をクラウドサーバにアップロード	許諾不要	補償金

※授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度上の取り扱いについて(文化庁作成)を参考に作成

※「著作権者の利益を不当に害することがない」場合に限定される。

3. JCOPY 教育目的利用ライセンスの適用範囲

- 著作権法第 35 条第 1 項に記された「授業の過程内における利用」に限定され、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を対象とする。
- JCOPY 使用料規程を改正し、前述した「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の著作権使用料の支払いについて、「JCOPY 教育目的利用ライセンス」として一本化して利用者の便宜を図るとしている。
- JCOPY 使用規程第 5 条は、「利用者は JCOPY と著作物等複製利用等許諾契約を締結しなければならない。」と規定している。

4. 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する JCOPY の著作物

- 使用料規程第 4 条(許諾の範囲)が記され、JCOPY が管理する著作物であり、JCOPY のウェブサイト「管理著作物一覧」に掲載される。
- 「管理著作物一覧」において利用者が複製利用等をおこなうことができる著作物の範囲と部数は JCOPY への委託者(出版社等)が指定し、その著作物のごとに制限ページ数、制限部数が掲載される。
- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第 35 条運用指針(2021 年度版)」(https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)に「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の例が記されている。
- 「管理著作物一覧」の包括許諾の欄に「不可」とあれば、「第 6 条(3)紙媒体複製年間包括許諾方式」は適用されない。
- 「管理著作物一覧」の「JCOPY 教育目的利用ライセンス」の欄に「非許諾」とあれば、第 18 条による許諾方式は適用されない。

5. 「JCOPY 教育目的利用ライセンス」の許諾方法

- JCOPY 使用料規程案第 18 条(2)に、許諾契約の方式として 3 種類が示されている。
 - ① 個別許諾方式
 - 利用者はその都度申請して支払う
 - ② 年間報告許諾方式
 - 年間許諾契約を交わし、1-3 か月ごとにすべてを報告し支払う
 - ③ 年間包括許諾方式
 - 年間許諾契約を交わし、利用者である教員全員に対して JCOPY ライセンス年間使用の調査を行い、教員 1 人当たりの年間使用量を算出し、履修者数を乗じて金額を算出し、それを年間使用料の額として契約を締結して支払う。
 - 利用者には実態調査が義務付けられる。

6. 著作権等管理事業法第 13 条第 2 項に基づく JCOPY からの意見聴取に対する回答

JCOPY から看護系大学の代表としての日本看護系大学協議会(JANPU)へ意見を求めている。これは、「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するようにつとめなければならない。」と規定されている。

回答案は以下のとおりである。

- (1) 著作権法第 35 条第 1 項に記された「授業の過程内における利用」に限定されたことから、SARTRAS との相違が明瞭になった。改正著作権法第 35 条第 1 項の「著作権者の利益を不当に

害することとなる場合」を対象とすることが理解できた。

- (2) 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するか否かについて、「改正著作権法第35条運用指針(2021年度版)」を確認しても判断が難しい。基本的には、JCOPYのウェブサイトの「管理著作物一覧」にアクセスして、利用しようとする著作物について、複製利用等をおこなうことができる制限ページ数、制限部数を確認する必要がある、これらの作業は非常に時間を要し、教育研究の妨げになることが危惧される。
- (3) 今回は、「JCOPY 教育目的利用ライセンス」を利用する場合、煩雑さを解消するために、年間包括許諾方式が推奨されたが、詳細な実態調査を行って算出する必要があり、非常に時間を要し、教育・研究の妨げになることが危惧される。

7. JCOPY からの回答抜粋

- 利用者と権利者の公平性の確保と JCOPY ライセンス契約の協力依頼

教育機関における許諾を必要とする著作物の利用は様々であり、利用の多いところ、少ないところ等があり一律に判断することは困難です。契約の時点では許諾が必要と思われる著作物の利用量を算定頂き、それに見合う年間の使用料とすることが利用者にとっても権利者にとってもフェアであり公平性の確保につながるものではないかと考えます。但し、契約の最初の年度においては全量について調査・判断する必要はなく、推定でも結構ですのでご協力を頂きたいと考えます。

- 年間包括許諾方式（自作教材等を JCOPY に提出して実態調査を依頼）

年間包括許諾方式をご選択になり、契約後に実施頂く実態調査の結果として、ご利用になられた自作教材等をご提出等頂ければ、当機構側でその調査結果をもって許諾の必要の有無を、委託出版者に確認依頼することが可能です。

- 年間包括許諾方式（最低料金と実態調査結果に基づく料金算定）

また年間包括許諾方式は、最低料金が一教育機関当たり年額 3,000 円（税別）と設定されています。例えば、限られたサンプル調査である実態調査の結果中に、当機構ライセンスに該当するような利用が見当たらなかった場合は、この実態調査結果を基に年額 3,000 円（税別）が適用されますが、たとえ調査範囲外において当機構ライセンスに該当するような利用が数多く存在していたとしても、既に契約した年度においては追加料金は発生いたしません。なお、この最低料金は履修者一人あたりではなく、教育機関一校あたりの金額です。

以上